

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当たる翌日が休日
の場合は、当該
日付に当たる
日)

◇告示

目次

次

◇教育職員免許状の授与

結核予防法による指定医療機関の解退

県道の路線の認定

道路の区域の決定

道路の供用の開始

附和三十四年十月鳥取県告示第五百二十八号の一部改正

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師試験の実施

◇県営規則 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

昭和四十一年二月十五日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県告示第六十五号

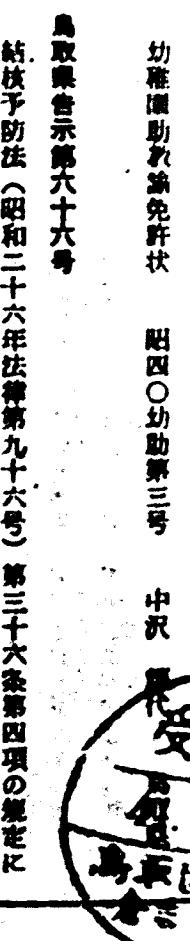
教育職員免許法(昭和二十四年法律第二百四十七号)第五条第三項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

昭和四十一年二月十五日

鳥取県知事 石破二朗

番号	路線名	起點	終点	主要な通過地	認定者
八頭郡若狭町大字若狭	若狭海岸線	八頭郡八頭町大字若狭	兵庫県東方港	兵庫県東方港	鳥取県知事

185



- | | | |
|------------------------|---------|-------|
| 7 島取市吉岡温泉町七六七 | 自動車等運転者 | 龜井義弘 |
| 8 岩美郡国府町大字麻生三九六 | 自動車等運転者 | 中野富春 |
| 9 八頭郡川棚町大字川中七五〇 | 自動車等運転者 | 前田鶴男 |
| 10 気高郡気高町大字下石一四二 | 自動車等運転者 | 角田勝利 |
| 11 島取市白兎五七六 | 自動車等運転者 | 三橋英雄 |
| 12 八頭郡船岡町大字福本四八 | 自動車等運転者 | 山本正雄 |
| 13 岩美郡国府町大字宮下 国府荘アパート内 | 自動車等運転者 | 坂田政男 |
| 14 八頭郡八東町大字才代二 | 自動車等運転者 | 鳥鍋弘 |
| 15 八頭郡郡東町大字別府二五 | 自動車等運転者 | 金子政行 |
| 16 島取市津ノ井一七九の一 | 自動車等運転者 | 野田聰明 |
| 17 島取市職人町五の二 | 自動車等運転者 | 谷口英夫 |
| 18 気高郡吉谷町大字長和瀬一六九 | 自動車等運転者 | 波多野忠則 |
| 19 島取市川端四丁目 滋屋アパート内 | 自動車等運転者 | 坂田嘉造 |
| 20 八頭郡郷家町大字門尾三三一 | 自動車等運転者 | 西山清 |
| 21 岩美郡岩美町大字浦生二一九七 | 自動車等運転者 | 北川野雄 |
| 22 岩美郡岩美町大字岩本一一七七の二 | 自動車等運転者 | 坂口清春 |
| 23 岩美郡岩美町大字岩本一一七七の二 | 自動車等運転者 | 下根政男 |

鳥取県告示第六十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十九号)第十条第一項の規定に基づき、次の県道の路線を廢止する。

その關係圖面は、鳥取県土木部道路課において一般の概観に供する。

昭和四十一年二月十五日

鳥取県知事 石破二朗

整理番号	路線名	起点	終点	重要な通過地	備考
10	浜坂若狭線	八頭郡若狭町	八頭郡若狭町	県界八頭郡若狭町起點とする。	兵庫県奥方郡浜坂町を起點とする。

鳥取県告示第六十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十九号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定した。

その關係圖面は、昭和四十一年二月十五日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の概観に供する。

昭和四十一年二月十五日

鳥取県知事 石破二朗

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
185	若狭温泉線	八頭郡若狭町大字若狭字限田 一二二二の一地先から二二二二の一地先まで	昭和四十一年二月十五日

鳥取県告示第七十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十九号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定した。

その關係圖面は、昭和四十一年二月十五日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の概観に供する。

昭和四十一年二月十五日

鳥取県知事 石破二朗

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
185	若狭温泉線	八頭郡若狭町大字若狭字限田 一二二二の一地先から二二二二の一地先まで	昭和四十一年二月十五日

鳥取県告示第七十一号

昭和三十四年十月鳥取県告示第五百二十八号(県道の路線の認定について)の一部を次のように改正する。

昭和四十一年二月十五日

鳥取県知事 石破二朗

表中「東方若狭」を「若狭」に、「兵庫県東方郡東方町を起點とする。」を「兵庫県東方郡東方町を起點とする。」に改める。

鳥取県告示第七十二号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十一年二月九日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その關係圖面は、鳥取県土木部建築課において概観に供する。

鳥取県告示第七十三号

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百七号)第二条第一項に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師試験を次のとおり実施するので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に關する法律施行規則(昭和二十三年厚生省令第四十四号)第十条の規定により告示する。

昭和四十一年二月十五日

鳥取県知事 石破二朗

一 試験の日時

学科試験 昭和四十一年二月二十三日 午前九時から

実地試験 昭和四十一年二月二十四日 午前九時から

二 試験の場所

学科試験 鳥取市東町 鳥取県庁講堂

実地試験 鳥取市二階町 鳥取保健所

三 受験証書提出期限

昭和四十一年二月十七日(郵送の場合は、二月十七日までの消印のあるものは有效とする。)

教育委員会規則

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公示する。

昭和四十一年二月十五日

鳥取県教育委員会教員長職務代行者 小川大吉

附則別表

等級	号給
1等級	9 ~ 15

備考 この表中「9~15」とあるのは、「9号給から15号給までの号給」を示す。

別表第一

技能労務職給料表

職務の等級	1等級	2等級		
	号給	給料月額 円	号給	給料月額 円
1	16,100	13,900	16,700	14,500
2	16,700	15,100	17,300	15,500
3	17,300	16,700	17,900	16,700
4	17,900	18,700	18,700	19,600
5	18,700	19,600	19,600	20,500
6	19,600	20,500	20,500	21,600
7	20,500	21,600	21,600	22,700
8	21,600	22,700	22,700	23,800
9	22,700	23,800	23,800	25,300
10	23,800	25,300	25,300	26,800
11	25,300	26,800	26,800	28,400
12	26,800	28,400	28,400	30,100
13	28,400	30,100	30,100	31,800
14	30,100	31,800	31,800	34,800
15	31,800	34,800	34,800	36,700
16	34,800	36,700	36,700	38,500
17	36,700	38,500	38,500	40,300
18	38,500	40,300	40,300	42,100
19	40,300	42,100	42,100	44,800
20	42,100	44,800	44,800	46,200
21	44,800	46,200	46,200	48,100
22	46,200	48,100	48,100	50,000
23	48,100	50,000	50,000	51,600
24	50,000	51,600	51,600	53,200
25	51,600	53,200	53,200	54,300
26	53,200	54,300	54,300	55,400
27	54,300	55,400	55,400	56,400
28	55,400	56,400	56,400	57,400
29	56,400	57,400	57,400	58,400
30	57,400	58,400	58,400	
31	58,400			50,500

いは、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(昭和四十一
年二月鳥取県条例第一号)附則第四項の規定の適用を受ける者の例によ
る。

(給与の内払)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十年九月一日から適用する。
(昇給期間の短縮)
- 2 昭和三十七年九月三十日において附則別表に掲げられている号給を受
けている職員に対する昭和四十年九月一日以後における最初の昇給につ
いては、この規則による改正前の技能労務職員の給与に関する規則の規定に基
づいて、昭和四十年九月一日からこの規則の施行の日までの間に職員に
支払われた給与は、改正後の技能労務職員の給与に関する規則の規定に
よる給与の内払とみなす。

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(昭和三十二年十一月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改める。

別表第一を次のように改める。